

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日）を除く、午前9時から午後6時（電子入札の場合）。又は、午前9時15分から午後6時（紙入札の場合（下記4.(1)の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別紙1のとおりとする。

令和6年6月24日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長 山本 巧

1. 工事概要

- (1) 工事名 郡山監督署（24）電気設備工事
(電子入札対象案件及び電子契約対象案件)
- (2) 工事場所 福島県郡山市桑野2-1-18
- (3) 建物概要
- 1) 庁舎
 - 構造・階数 鉄筋コンクリート造 3階建（塔屋1階）
 - 建物規模 延べ面積 1,167.93m²
 - 2) 自転車置場
 - 構造・階数 木造 平屋建
 - 建物規模 延べ面積 19.44m²
- (4) 工事内容 本工事は、上記(3)の建物における電気設備工事を施工するものである。
- 1) 庁舎
 - 工事種目 電灯設備、動力設備、受変電設備、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備 新設一式
 - 2) 自転車置場
 - 工事種目 電灯設備 新設一式
 - 3) 屋外
 - 工事種目 構内配電線路、構内通信線路 新設一式
- (5) 工期 令和6年12月2日から令和8年2月27日まで
(余裕期間：契約締結日の翌日から令和6年12月1日まで)
- (6) 工事実施形態
本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

- ① 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（Ⅱ型））の適用工事である。
- ② 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- ③ 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置する場合に、主任技術者又は監理技術者の評価に代えて専任補助者の能力等で評価する試行工事である。
- ④ 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10km程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
- ⑤ 本工事は、入札書と競争参加資格確認資料の提出を同時に行う工事である。
- ⑥ 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
- ⑦ 本工事は、次の(ア)(イ)に示す工事（以下「評価対象工事」という。）の施工実績がある場合に工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。
 - (ア) 東北地方整備局の発注した工事（港湾空港関係を除く。）
 - (イ) 工事成績相互利用登録機関が発注した工事

なお、実績がない場合については適用しない。
- ⑧ 本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。
- ⑨ 本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。
- ⑩ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- ⑪ 本工事は、契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。
- ⑫ 本工事は、余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）である。
実工期：令和6年12月2日から令和8年2月27日まで
(余裕期間：契約締結日の翌日から令和6年12月1日まで)
なお、低入札価格調査等により、工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。
- ⑬ 本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。
- ⑭ 本工事は、「情報共有システム」を活用する工事である。
- ⑮ 本工事は、BIM活用に係るEIRを適用する工事である。
- ⑯ 本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の対象工事である。

- ⑯ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
- ⑰ 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (7) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
- (8) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 東北地方整備局における電気設備工事に係る令和5・6年度B等級又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成21年4月1日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

また、①(ア)及び(イ)については、同一建物の施工実績とする。

① 下記の建物の電気設備の新設工事

(ア) 建物用途 下記以外の建物

独立住宅、集合住宅（寮、寄宿舎を含む）、倉庫、車庫、工場及び体育館の類

(イ) 工事種目：電灯設備（システム一式を施工していること）

② 当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工実績が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記②「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

- ③ 経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員のうちいずれか1社が、上記①から②までの要件を満たしていること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。
- ① 電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ② 平成21年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記(ア)及び(イ)の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。
- 甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。
- ・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20%以上であること。
 - ・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。
- ただし、建築一式工事における施工経験は含まない。
- また、(ア)(a)及び(b)については、同一建物の施工経験とする。
- ただし、専任補助者を配置する場合、主任技術者又は監理技術者の下記(ア)の施工経験は、(ウ)に掲げる施工経験（以下「代要件」という。）に代えることができる。
- (ア) 下記の建物の電気設備の新設工事
- (a) 建物用途 下記以外の建物
- 独立住宅、集合住宅（寮、寄宿舎を含む）、倉庫、車庫、工場及び体育館の類
- (b) 工事種目：電灯設備（システム一式を施工していること）
- (イ) 当該施工経験が適切なものであること。
- 適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。
- また、当該施工経験が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。
- ただし、確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記(イ)「当該施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。
- (ウ) 専任補助者を配置する場合の(ア)に代わる施工経験（代要件）
- 専任補助者を配置する場合の、主任技術者又は監理技術者が満たさなければならない上記(ア)に代わる施工経験（代要件）は、工事種別が上記2.(2)に示す「電気設備工事」とする。
- (3) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。
- (4) 主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。
- (5) 経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、うち1人が上記①及び②の要件を満たしていること。
- また、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 上記1.に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 福島県内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく、本社（本店）、支店又は営業所のいずれかが所在すること。
- (10) 経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、(1)、(6)及び(9)の要件を満たしていること。
- (11) 評価対象工事で、平成31（令和元）年度から令和4年度までに完成・引渡しが完了した電気設備工事について、次の要件を満たしていること。
- ① 当該工事種別の工事における工事成績評定点の平均点が65点未満でないこと。
なお、実績がない場合については、工事成績評定点を要件としない。
 - ② 経常建設共同企業体（甲型）にあっては、当該工事種別の工事における当該経常建設共同企業体（甲型）の工事成績評定点の平均点が65点未満でないこと。当該経常建設共同企業体（甲型）としての実績がない場合は、当該工事種別の工事における実績がある全ての構成員について工事成績評定点の平均点が65点未満でないこと。
なお、当該経常建設共同企業体（甲型）としての実績がなく、かつ構成員の全てが実績を有しない場合については、工事成績評定点を要件としない。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の総合評価は、次の①から②までと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

- ① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
- ② 施工能力等（企業の能力等、技術者の能力等、賃上げの実施に関する評価）

(2) 総合評価の方法

① 標準点

本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

入札価格及び技術資料（上記①②（以下「技術資料」という。））の内容に応じ、上記①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術資料の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は43点とする。

③ 入札価格及び技術資料に係る総合評価

標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

なお、上記②の評価項目の詳細及び加算点の算出方法は入札説明書による。

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評

価値の最も高い者を落札者とする。

- (ア) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

- (イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

- (②) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを行い落札者を決める。

4. 入札手続等

- (1) 担当部局

〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟
国土交通省 東北地方整備局 総務部 契約課 契約第二係
電話 022-225-2171 (代) 内線 2531

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。

交付期間は、別表1. ①に示す期間。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者は上記(1)の担当部局へその旨申し出ること。

- (3) 申請書及び確認資料の提出期限、場所及び方法

申請書は、別表1. ②に示す期日までに、確認資料は、別表1. ③に示す期日までに、原則として電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式の場合は上記(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出することもできる。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札の方法

入札の締切は、別表1. ③に示す期日。入札は原則として電子入札システムにより行うこと。なお、紙入札方式の場合は上記(1)の担当部局に持参、郵送又は託送により提出することもできる。

開札は、別表1. ④に示す日時に東北地方整備局入札室にて行う。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 入札の無効

① 入札期限までに入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子

入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は支出負担行為担当官の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けない者のした入札は無効とする。

② 競争参加資格のない者、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

落札者は、上記3. に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、その限りではない。

(5) 配置予定技術者等の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定技術者（専任補助者を含む）の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び確認資料の差し替えは認められない。

(6) 専任の主任技術者（又は監理技術者）の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任技術者（又は監理技術者）とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、提案することができる。提案が適切と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(10) 施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. (1)に同じ。

(12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4. (3)により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 本工事の競争参加資格に定める支店、営業所が所在することにより競争参加資格を有し、入札に参加し落札決定の通知を受けた者に落札決定通知後、契約締結前に建設業法に規定する営業所専任技術者の確認及び営業所の活動実態の確認に関する資料を提出させる場合がある。その結果、疑義が生じた場合は、建設業許可部局に情報提供するとともに、建設業法違反の事実が確認された場合等は、落札決定を取消すとともに、指名停止とすることがある。契約締結後であれば契約を解除することができる。なお、資料の提出を拒否した場合においても落札決定を取消す。

(14) 本公告における内容の詳細については、入札説明書による。

別表1. 本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日）を除く、午前9時から午後6時（電子入札の場合）。又は、午前9時15分から午後6時（紙入札の場合（上記4.(1)の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに下記までとする。

①	入札説明書の交付期間	公告の日から令和6年7月19日正午まで
②	申請書の提出期限	令和6年7月3日午後3時まで
③	確認資料の提出期限及び入札の締切	令和6年7月19日正午まで
④	開札日時	令和6年8月29日午後1時30分

工事の概要（参考）

本資料は、郡山監督署（24）電気設備工事の概要をお知らせするための参考資料であり、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではありません。本工事の詳細な内容については、設計図書及び工事補足説明事項をご覧下さい。

1. 工事の概要

郡山労働基準監督署（福島県郡山市桑野2丁目1－18）は、昭和48年に建設され、築51年経過しており、経年による老朽化が著しい状況です。

また、業務の多様化や業務量の増大による諸室の狭隘も著しく、円滑な業務執行に支障をきたしている。このため、早期に老朽・狭隘の解消を図る必要があることから、庁舎新営に伴う電気設備工事を行うものです。

（1）主な工事内容

○ 庁舎（鉄筋コンクリート造 3階建 延べ面積 1,167.93m²）

- ・電灯設備の新設を行います。
- ・動力設備の新設を行います。
- ・受変電設備の新設を行います。
- ・発電設備（太陽光発電）の新設を行います。
- ・構内情報通信網設備の新設を行います。
- ・構内交換設備の新設を行います。
- ・情報表示設備の新設を行います。
- ・映像・音響設備の新設を行います。
- ・拡声設備の新設を行います。
- ・誘導支援設備の新設を行います。
- ・テレビ共同受信設備の新設を行います。
- ・監視カメラ設備の新設を行います。
- ・防犯・入退室管理設備の新設を行います。
- ・火災報知設備の新設を行います。

○ 自転車置場（木造 平屋建 延べ面積 19.44m²）

- ・電灯設備の新設を行います。

○ 屋外

- ・構内配電線路の新設を行います。
- ・構内通信線路の新設を行います。

（2）施工時期、施工時間、施工手順（想定）、施工条件等

1) 施工時期の制限

- ・特になし

2) 施工時間の制限

- ・騒音や振動が発生する工事は、事前に監督職員と協議してください。

3) 施工手順の制約

- ・特になし

4) 施工条件等

- ・現場事務所の設置について、別途建築工事で予定している別敷地になるため監督職員と協議してください。

5) その他

- ・住宅地に建設されるため、周辺住宅に電波障害が発生した場合には、その対策について監督職員と協議してください。

2. 実勢を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、主に以下の取組を実施しています。

（1）実勢を踏まえた積算の運用について

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価（令和6年2月16日公表）」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実勢を踏まえた価格設定を行います。

（2）施工条件等の円滑な協議について

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額等の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

（3）現場代理人の常駐を要しない期間について

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、現場代理人の工事現場における常駐は要しません。（工事補足説明事項1.（4）参照）

(4) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、主任技術者又は監理技術者の専任は要しません。（工事補足説明事項1.（5）参照）

(5) 工事書面の取扱いについて

設計図書において書面で行わなければならないとされている受発注間の手続の方法は、原則としてオンラインによることとしています。（工事補足説明事項1.（12）参照）

(6) 工事関係図書等に関する業務効率化について

受発注者相互の業務の効率化を目的とし、工事関係図書等に関する業務効率化のため、受注者への提出を求める工事関係図書等を明確化し、業務の効率化を図ります。（工事補足説明事項1.（13）参照）

(7) 余裕期間を設定した工事について

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定しています。
工期：令和6年12月2日から令和8年2月27日まで
(余裕期間：契約締結日の翌日から令和6年12月1日まで)
工事の始期前の余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の設定は要しません。
余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできますが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事に着手することはできません。（工事補足説明事項1.（18）参照）

(8) 週休2日促進工事について

発注者が週休2日に取り組むことを指定する、「週休2日促進工事」としています。
補正係数により労務費の補正を行っています。（工事補足説明事項2.（26）参照）

(9) 遠隔臨場について

建設現場の遠隔臨場を行う工事としています。（工事補足説明事項2.（28）3）
参考）

(10) BIM活用について

本工事におけるBIM活用は受注者の任意で実施するものとし、必要な費用が発生する場合は受注者の負担とします。（工事補足説明事項2.（28）4）参考）

(11) 情報共有システムの利用について

「情報共有システム」を利用し、工事施工にかかる手続き、文書の情報交換等を電子ネットワーク上で行うことを指定する工事としています。（工事補足説明事項2.

(28) 5) 参照)

(12) 工程の変更について

工程の変更が生じる場合には、遅滞なく変更した実施工工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとします。なお、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので監督職員と協議するものとします。(工事補足説明事項5. (4) 参照)

(13) 入札時積算数量書活用方式の適用について

入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる、「入札時積算数量書活用方式」を適用しています。(工事補足説明事項8. (3) 参照)

(14) 地域外からの労働者確保について

契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する工事としています。(工事補足説明事項8. (6) 参照)

3. その他

(1) 「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」について

国土交通省では、官庁営繕工事（または業務）への入札参加を検討される方を対象とした、発注情報のメール配信を行っています。

メール配信される発注情報は以下の内容で、原則として入札公告日の配信となります。

- ①工事名称（または業務名称）
- ②工事種別・工事の等級区分・施工場所（または業務種別）
- ③技術資料（または参加表明書）の提出締切日

「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」の利用を希望される場合は、次の URL または QR コードから登録手続きをお願いします。（既に登録を行っている場合は、再登録の必要はありません。）



https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html

